

記入例

蓮田市 長 宛

1~3月分の請求日は、3月中の日付としてください。

認可外保育施設等・償還払
認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費
請求日： 令和〇年〇月〇日

施設等利用費請求書（償還払用）

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費


【 令和〇年〇月分 ～ 令和〇年〇月分 請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について次のとおり請求しますので、指定する償還払の振込先口座に振り込んでください。
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 申請者と認定子どもが、蓮田市 内に居住していることを 蓮田市 が住民基本台帳で確認すること。
- 実際に利用していることを 蓮田市 が対象施設に確認すること。
- 利用料の支払状況を 蓮田市 が対象施設に確認すること。
- 課税状況を 蓮田市 が確認する。

必ず押印してください。
押印のないものは請求できません。
※シャチハタ不可です。

1 施設等利用給付認定代表保護者(請求者)

フリガナ	ホイク ジロウ	生年月日	S61 年 2 月 3 日
氏名	保育 次郎 	認定子どもとの続柄	父
現住所	施設等利用給付認定通知書に記載された認定区分「新2号」または「新3号」を記載してください。 ※「新1号」の方は、認可外保育施設等に係る施設等利用費は請求できません。		

2 認定子ども(認定子どもごとに申請してください)

施設等利用給付認定の種別	新2号	認定番号	99999999999999
生年月日	〇〇年〇月〇日	フリガナ	ホイク ハナコ
請求期間中の住所	氏名 保育 花子		
<input checked="" type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した	上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入		

施設等利用給付認定通知書に番号は記載されておりますが、不明の場合は無記入でもかまいません。

3 償還払の口座

目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座番号	1 2 3 4 5 6 7
フリガナ	ホイク ジロウ
口座名義	保育 次郎

「1 施設等利用給付認定代表保護者(請求者)」と同じ名義人の口座を記入してください。
それ以外の口座を希望する場合は、委任状が必要となります。

※1 請求者と口座名義が異なる場合は、本

※2 初めて施設等利用費を請求する場合は、振込口座が確認できるもの(通帳の写し等)を添付してください。

4 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入(複数記入可)

①	フリガナ	バラホイクエン	所在地	〒000-0000 蓮田市〇〇〇〇番地〇〇
	施設名	ばら保育園	電話	048-000-0000
契約している利用料※2		<input checked="" type="checkbox"/> 月額 27,000 円 <input type="checkbox"/> 日額 円 <input type="checkbox"/> 時間額 円		
②	フリガナ		所	
	施設名		2か所以上の認可外保育施設等に通っている場合は、②以降をご記入ください。 ※一時預かり等を併用している場合もこちらにご記入ください。	
契約している利用料※2		<input type="checkbox"/> 月額 円	円	

<裏面も記入してください>

③	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話：
	契約している利用料※2	□ 月額		円 □ 日額
④	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話：
	契約している利用料※2	□ 月額		円 □ 日額
⑤	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話：
	契約している利用料※2	□ 月額		円 □ 日額
⑥	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話：
	契約している利用料※2	□ 月額		円 □ 日額

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用している場合は、**特定子ども・子育て支援提供証明書（兼）特定子ども・子育て支援提供証明書に記載されている特定子ども・子育て支援提供事業の利用料をご記入ください。**

※2 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当額を算定して下さい。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を利用している場合は、記入して下さい。

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料) (a) ※3 ※4	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※3	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d) ※5	請求額 (cとdを比較して小さい方)
令和〇年〇月分	27,000 円	円	27,000 円	37,000 円	27,000 円
令和〇年〇月分	27,000 円	円	27,000 円	37,000 円	27,000 円
令和〇年〇月分	27,000 円	円	27,000 円	37,000 円	27,000 円
請求額合計					81,000 円

※3 「施設に支払った金額 (a)」及び「認可外保育施設等に支払った金額 (d)」を証明する特定子ども・子育て支援提供証明書（兼）特定子ども・子育て支援提供証明書
 また、子育て援助活動支援事業を利用している場合は、「新2号」認定を受けている方は、「37,000円」
 「新3号」認定を受けている方は、「42,000円」

※4 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当額を算定して下さい。（10円未満の端数がある場合は切り捨て）

※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。
 月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次のとおりとなります。
 ・月途中で認定期間が終了する場合、
 または別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000(42,000)円×転出日等までのその月の日数÷その月の日数
 ・月途中で認定期間が開始される場合、
 または別の市町村から転入した場合の限度額：37,000(42,000)円×認定起算日以降のその月の日数÷その月の日数
 ※10円未満の端数がある場合は切り捨て